

播磨町地域福祉計画策定委員会（第3回）議事録

開催日時	令和5年11月22日（水） 午後1時30分～午後3時30分
開催場所	播磨町役場第2庁舎 3階会議室1
出席委員	（11名）
事務局	（10名）
協議事項	（1）地域福祉計画策定のプロセスについて （2）地域福祉計画骨子案等について
会議資料	第3回播磨町地域福祉計画策定委員会次第 資料1 地域福祉計画策定のプロセス 資料2 播磨町地域福祉計画（骨子素案）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	1. 開会 2. 協議事項 (1) 地域福祉計画策定のプロセスについて「資料1」により説明（事務局） 質問・意見なし
委員	ワークショップについて補足の説明があればお願いしたい。
事務局	民生委員と住民で違いがあるのは、情報の差異だと感じた。傾向として、小学校区やコミセン区で足りないと感じていることがあるというのが共通事項であった。福祉で困っていることに対する意見というよりは、ウェルビーイングを実現していくためにどんなものがあればより豊かになるのかという視点での希望的な意見が出ている傾向となっている。
委員	15日の結果だと小学校区とコミセン区を分けているが、民生委員の方では傾向は違っているのか。
事務局	民生委員はコミセン区の少し手前の圏域の範囲で活動しているので、見えているところでの意見が多いのだと思う。住民では播磨町全域や外を見ているので、そちらについて意見が出てきたのだと思う。
事務局	(2) 地域福祉計画骨子案等について「資料2」により説明
委員	地域福祉計画は、他の福祉関連計画の上位計画になる。上位計画になるということは、分野別計画を包含するような方向性が示されている計画として大丈夫かどうかの点検ということなので、例えば障がいや高齢、子どもとかの個別計画のことが全部掲載されていた方が良いのか、それとも大枠だけ示されていれば良いのか確認したい。
委員	まず共有事項として、大枠の計画だと思ってもらいたい。個別具体的な領域の部分は、それぞれ個別計画があるので、その計画で進めていくことになる。
委員	これは全体の方向性を示す計画ということを理解して、全体の方向性としてここは問題があるのではないかという視点で見ることが大事である。問題は、大枠の内容で提案したもの、議論したものが、逆に障がいや子どもの個別計画に反映されるようにする必要はある。
委員	それは事務局側で調整をしてもらう必要はあるが、今日は大枠の話とすることを前提とするので、個別具体的にになりすぎないように意識してもらえればと思う。
事務局	地域福祉計画骨子素案から「基本目標1」の説明
委員	図を見たが、CSWという言葉は分かりにくい。コミュニティソーシャルワーカーは分かりにくいので、生活相談員とかの書き方が良いのではないかと思う。また、認知症や発達障がいのある方はそもそも相談窓口が開いていない時間に起きていることが多いので、24時間対応についてもっと積極的に書いてもらいたい。

委員	<p>確かにCSW、コミュニティソーシャルワーカーは分かりにくいですが、生活相談員になると別のものになってしまう。CSWが何なのか分かるように、説明を記載するべきだと思う。相談については、昼でも夜でも対応できるという体制の話は相談支援に入れるようにすべきという意見だと思うが、単純に、認知症の方も含めて、当事者に対するアプローチというところを入れ込んだ方が良いと思う。</p>
委員	<p>細かい意見になるかもしれないが、みんなの役割の「さまざまな情報を収集しましょう」のところを、「収集して共有しましょう」にした方が良いと思う。情報を自分だけのものにするのではなくて、周りの人と共有する、双方向を想像させるような表現にした方が良いと思う。情報をシェアすること。おせっかいについては後でも出てくるけど、自分が持っているものを出していきましょうという表現になると良いと思う。</p>
委員	<p>収集するとともに、共有する機会、共有する場を提供することも必要だと思うので、単純に収集するだけではなくて「共有する機会を持ちましょう」とかでも良いかもしれない。</p>
委員	<p>そういう場を設定するようにしましょうとか、共有しやすい場や書類づくりも必要だと思う。明石市で、まちづくりとかの話し合いに参加した人がグラレコの写真をSNSであげていたが、見た人はみんな分かりやすいと食いついていた。若い世代には、おそらく、そういう訴求をした方が広がりやすいと思う。何かある方が共有しやすい。自分で考えて自分の言葉で出すとなると難しいけど、情報の提供のしやすさとかも、どう提供するかイメージしやすい表現になると良いと思う。</p>
委員	<p>確かにグラレコは分かりやすい。</p>
委員	<p>パッとみて分かりやすい。写真を撮りたくなるし誰かに見せたいくなる。人間の心理をよくついていると思う。</p>
委員	<p>大事な発信の仕方だと思う。</p>
委員	<p>相談については、オンラインとか時間外の相談に応じるというのは、個別の障がい計画では、地域生活拠点事業でやらないといけないが、まだ播磨町では入れていない部分になる。認知症の人も含めて、オンラインとか時間外でも相談に応じる体制を作っておくというのは、方向性の「丸ごと対応する」の中に入れておいた方が良いかもしれないと思う。ネットでみると、結構色々な自治体で社協オンライン相談とかやっている。</p>
委員	<p>発達障がいのある人では、昼寝て夜起きている人も多い。相談したい時間が夜中であることも多い。対面でのコミュニケーションが難しい人もいるので、文字ベースで書き込めるものがあれば良いと思う。何か相談できる場所というよりは、あったら助かる人がいるのではないかなと思う。</p>
委員	<p>例えばLINEとか。</p>
委員	<p>自殺対策を行っているライフリンクというNPOでは、自殺対策のホットラインを実施しているが、夜に対応する人が大変なので、海外に住んでいる日本人とかにボランティアをしてもらって対応している。播磨町でそこまで対応できるかと言うと難しいかもしれないが、少なくとも、緊急対応の電話に対応している人がLINEでも対応できるみたいなことをすることは、もしかしたら</p>

	検討できるかもしれない。
委員	例えば授乳中の母親も、夜に起きていることも多い。
委員	福祉に関する問題は、24時間対応で起こる人間模様にかかる問題になる。地域福祉計画は大枠の計画という話であったが、実務的に動かないといけないのが計画になる。そして、地域計画の受け皿は役場になると思う。24時間の受け皿をどこが対応するのかを考えると、どこの自治体も対応できなくて最終的には全部警察が面倒を見ているのが現状だと思う。役場でも勤務時間とのずれもあるので、24時間の相談となるとどこを受け皿として想定しているのか。
委員	石川県加賀市にヒアリングをした時に、その問題を解決していた。グループホームとか地域生活支援とか、障がいのある人や高齢者の対応を24時間している事業所に委託費を払って緊急対応をしてもらっていた。何かそういう拠点を新しく作るのではなくて、24時間対応をすでにしているところをお願いしている事例があったので、やりようはあると思う。播磨町の場合は、町内の資源でそれが対応できるのか、近隣の加古川市の福祉法人とかに委託しないといけないのかというのは個別具体的な問題になるが、少なくとも大枠としては、方策はある。
委員	この計画のハンドリングはどこがするのか。役場の体制として、5年間という有効期限内でできる範囲内のことを決めるのか、理想だけを書くのか。どう機能していくのか。
委員	その話をすると、この計画は大きな方向性を示すものなので、ハンドリングの問題は具体的な話になる。おそらく既存の体制では無理なので、重層的支援体制の内容を入れると、今の役場体制だと厳しいと思う。ただ、やらざるを得ない状況となっているのであれば、方向性として出しておかないといけないと思う。それを書くことによって、庁内で体制を調整していくというメッセージを出していくというように理解いただきたい。
委員	即時対応が必要な自殺対策では、すぐに対応しないといけないが、生活の困り事の相談については翌朝でも良い。相談できる窓口を開けておくという意味なので、役場の人が24時間張り付いて、すぐに対応しないといけないものではないと思う。
委員	また、事務局から説明もあったが、この計画を議会に出して、パブコメを経て、町長決裁となると、政治マターになる。我々は現実的なことだけを考える必要はなくて、播磨町に5年間で進めてほしいことを議会や町長に出したうえで働きかけていくことができる。この計画に載せることで予算に規定されてくる。
委員	明石市のように子育てに全振りする場合もあるし、播磨町がどうハンドリングするかは今後の町長の方針になる。我々はこれが大事なことだという話で良いと思う。
委員	向かうべき方向性を定めてれば良い。方向性の大きな大枠を意識して、現実的になっただけでなくとも方向性を定めましょうという話で理解した。
委員	19ページの図の一番上、部局を超えた検討の場の中に「防犯」があるが、防災とか危機管理、住民自治もあるので自主防災もあった方が良いのではないかと感じる。また、22ページの方向性(1)の文章に「困りごとの深化」とある

	が、深刻化の間違いだと思う。
事務局	誤字は修正する。
委員	24時間対応の意見を考えると（１）に「どんなときも」等の言葉を入れる形になるのか。
委員	「オンラインでも対面でも」というような言葉でも良いかと思う。また、当事者という言葉が入れば良いと思う。
事務局	地域福祉計画骨子素案から「基本目標２」の説明
委員	どこに入るのか分からないが、当事者の話が無いように思う。一般住民が頑張る姿勢をみせている形なのに、当事者が入っていないような印象を受ける。当事者をもっと巻き込むような表現も入れてはどうか。具体的に言えば、相談窓口には当事者がいる方が良いと思う。先日のワークショップでもそんな話をしていたが、不登校で悩んでいるとか、子どもが障がいを持っていて悩んでいるとか、おそらくそういう困っている人の方がスペシャリストで、一番分かっている。当事者の方を相談される側の方にも入れていくというか、当事者を巻き込んだ体制を作っていくという表現はどこかに入れられないかと思う。例えば役場で臨時職員として入ってもらって、同じ立場だから相談する側も言いやすいのではないかと思う。計画にもそういう表現が入らないかと思う。
委員	方向性（２）のところに当事者が助けられるだけでなく、助け合いの活動を進めていくというような方向性を書けばどうか。
委員	当事者も含めた地域住民が何か役割を持てるような活動とか、そういう方向性を書けると良いと思う。
委員	役割だと限定的になるので方向性の方が良いと思う。
委員	オープンな居場所について、地域にも既に色々な拠点があるが、居場所と拠点についてはもう少し分けても良いと思う。
委員	民生委員の担い手不足、引き継いでくれないという問題があるので、義務感でなく支え手をどう増やしていくかというのは大きな課題だと思う。
委員	私自身、民生委員の魅力は何だろうと、自分に問いかけても分からない。気づいたらやっている。民生委員になってくれとお願いしてもなかなか見つからない。
委員	ワークショップでは、助け合いの場をどう広げるかというような話はあったのか。
委員	良い言い方をすると人材育成。思いやる心を育むというところで、教育だけでなく、人材育成の機会をつくることについての意見があった。
委員	前回の会議でも話があったが、色々とやってみたいという若い人や興味があって活動したい人の層と民生委員をしている層が関わっていない。
委員	地域づくり等を団体とかに属さずに、“野良”で活動している人は、例えば役場と接点を持とうとか、広報に載せてもらおうとすると、助成金をとらないと

	<p>いけないとか、面倒な書類作業がたくさんあって、そういう色々なことが面倒くさくて“野良”になる。そうすると民生委員との連携がない。連絡ネットワーク会議みたいなものがあるが、例えばその会議に参加していると広報に載せてもらえるとかのメリットがあれば、会議にも参加するようになると思うし、会議の場で“野良”と民生委員との出会いがあると思う。</p>
委員	<p>ネットワーク会議があれば、民生委員からすればリクルートもできるしつながりの場になると思う。</p>
委員	<p>活動者側としても、そういう場があれば、民生委員や自治会、高齢の方に知ってもらえる機会になる。</p>
委員	<p>合併すれば大きな行事もできるようになるし、良いと思う。</p>
委員	<p>“野良”の活動者はどこに行けば良いか分からない。</p>
委員	<p>自治会より、コミセン区や小学校区の方が良いのか。</p>
委員	<p>コミセンだと思う。「プレイパークのこのこ」は“野良”の活動団体だったが、コミセンと関わっているから広がっていると思う。つながる場を作っていれば、そういう広がりがある。そういう効果が生まれると思う。播磨町は小さいので、コミセン区でやりながら、年に1回程度は町全体での全体会があれば良いと思う。</p>
委員	<p>それは行政の役割なのかもしれないけど、例えば公民館の在り方検討会の方での話になるのかもしれないが、コミセン区単位の活動について、横のコミセン区ともつながるとか、他の地域の人とコラボするというようなことも含めると良いと思う。</p>
委員	<p>各コミセンに活動者がいれば盛り上がるけど、なかなか全部は難しいかもしれない。</p>
委員	<p>みんな野添コミセン区に集まってしまう。</p>
委員	<p>野添地区をモデル地区だと思えば良くて、モデル地区でやっていることを他の地区でも実施できるように参加支援をしていくとか、そういう横展開をしていくと良いのではないかな。この内容は参加支援でなくまちづくりに関わる部分かもしれないが。</p>
委員	<p>行政の役割として集まる場と書いているが、例えばみんなの役割として、参加者同士だけでなく、コミセン区の中で気軽に交流できる場を作っていきたいという内容が入っても良いかもしれない。</p>
委員	<p>現状と課題のところにあるように、団体でボランティアをする方が減っていて、個でボランティアをしたい人が増えてきている。CSWの役割になるかもしれないが、ボランティアの支援やバックアップの相談体制、活動したい人に偏って潰れることのないように、参加を継続的に支援するとか、団体を継続的に支援するというような文言があれば、もっと皆さんの参加につながるのではないかなと思う。</p>
委員	<p>多様な参加ルートを促進するようなことを、方向性として書いておいた方が良いと思う。どう支援していくかという内容は、もしかしたらまちづくりの方</p>

	<p>かもしれないが、参加支援としては、個のボランティアが参加しやすいような多様な参加ルートをつくるという方向性を載せた方が良いと思う。</p>
委員	<p>居場所と拠点の両方が必要という話だと思う。拠点はコミセン区のイメージがあるが、居場所はもっと小さいところになると思う。例えば、会話は居場所ですれば良いと思うが、対話をする場合は拠点の方が良いと思うので、何かそういう棲み分けを示すことができればと思う。</p>
委員	<p>(3)を「オープンな拠点・居場所をつくる」にしても良いかもしれない。</p>
委員	<p>コミセン区が拠点にあると思うし、居場所はもう少し小地域で展開するような、例えば居場所は何もしなくてもいい場所で話すだけでも良い。拠点は何か目的を持って集まる場であるという違いがあるので、その整理ができれば良いと思う。</p>
事務局	<p>地域福祉計画骨子素案から「基本目標3」の説明</p>
委員	<p>(3)は「安心・安全」を「安全・安心」に入れ替えてほしい。安全があって安心につながる。</p>
委員	<p>播磨町の自主防災、南部コミセン区、自治会の自主防災に入っているが、ここでの「自主防災組織」は、各自治会の自主防災の組織のことを示しているのか。</p>
委員	<p>方向性の計画なので、全部含むというイメージになると思う。 気になった点として、目標1が「～地域づくり」、目標3は「～まちづくり」になっている。他自治体で、例えば伊丹市では地域づくりとまちづくりの言葉を使い分けているが、内容は基本的に一緒に、まちづくりと書く時は市全体で、地域づくりと書く時は小地域の取組を表しているという整理は一応されているが、方向性は一緒になっている。例えば、目標1は相談支援体制の話だと思うので、「～支援体制づくり」に変えて、目標3を「～まちづくり」にしてはどうかと思う。地域づくりとまちづくりが混同しているが、「地域づくり」とすると限定的なイメージもあるので、「まちづくり」で包含的に整理しておいた方が良いと思う。</p>
委員	<p>ワークショップの地域資源マップを見ながら気になった点として、寺子屋とか先生以外に話せる人、子ども食堂とか、子ども・子育て中の人達が関わられるようなまちの内容は、割と参加支援からまちづくりに関わる内容だと思った。例えば、姫路市では子ども会の存在自体が弱体化してしまっていて、お祭りとお祭りのためだけの子ども会になってしまっている。ここに書かれている内容は、本来は子ども会マターのような気もするが、現状の子ども会が担えていないのであれば、まちづくりの項目の中に社会的企業とかそういう内容があると良いのではないかなと思うがどうか。</p>
委員	<p>子ども会は、活動できているところとできていないところがある。地域によっては、子ども会自体がないところもある。また、活動できているところも共働き家庭が増えている中でなかなか継続が難しく、何とか頑張っている状態だと思う。小さい町なので町全体でやれば良いと思う。</p>
委員	<p>お祭りはあるけど、みんな役員を担うのが嫌だから、駅東地区では子ども会はなくなった。</p>

委員	<p>本来はお祭りのために子ども会があったのではなくて、子どもをみんなで世話をするというで子ども会があったはずなのに祭りだけが残ってしまっている。実際、今は祭りより、寺子屋とか先生以外に話せる人がいない子とか、こども食堂とか、ニーズが変わってきている。そこに対応できないということがあったときに、先ほどの参加支援ではボランティアへの支援だったけど、まちづくりの分野では、住民活動への支援とか住民が新しい活動を進めるための支援とか応援とかが必要だと思う。子育て中の若い人も協力したくないわけではなくて、協力できる新しい形があれば協力したいと思う人もいるので、そういう人が例えば住民活動のある程度実施してくれるようになれば、未来の民生委員や自治会役員の候補者にもなるという意味では、住民活動への支援もあると良いと思う。</p>
委員	<p>第2回の会議でもワークショップでも住民活動への支援についての意見があったので、そこが入っていないのは気になっていた。方向性として播磨町が持つべきことだと思う。町行政だけでは対応できないことを住民に担ってもらわないといけないことがある。住民活動をどう促進していくか。</p>
委員	<p>今はおせっかいでつながるためには住民活動の支援がなければつなげられない。</p>
委員	<p>介入していかないと促進されないと思う。関心があるけど参加できない人が多い。おせっかいの話をそこにつなげた方が良いと思う。</p>
委員	<p>基本目標3のめざすべき姿の2つについて、極端な話が入っていて違和感がある。平素のつながりはできるけど、災害時のつながりについて、文字に落とすとあまりにも極端さがある。どこかに入れないといけない内容だとは思いますが、少し違和感がある。</p>
委員	<p>「緊急時や災害時にも助け合える体制ができるように、日々のつながりを～」という書き方になれば良いのではないかな。住民活動を大事にしながら、色々な形でつながれるような町があり、それがあつて平時も緊急時も助け合えるという形だと思う。</p>
事務局	<p>内容を再考する。</p>
委員	<p>目標3と目標4は連動している部分もあるので、例えば再掲として入れても良いと思う。つながりを広げる、緊急時の話に限定的になっているけど、福祉以外の資源や地域の福祉資源だけでなく、町を超えた資源をつなげることも含まれると思う。町外に何かを頼むこともやりやすくなるのではないかなと思う。</p>
委員	<p>行政の役割としては、公民館の委員会でも言われている内容を踏まえて、「公民館や地区コミセンの運営の支援を行います」とか、「それにより住民活動の拠点になるようなサポートを行います」みたいなことも行政の役割として入れておくのも大事だと思う。</p>
事務局	<p>地域福祉計画骨子素案から「基本目標4」の説明</p>
委員	<p>他の自治体でも成年後見利用促進計画とか再犯防止計画を包含している計画はあるが、播磨町はかなり丁寧に書かれていると思う。</p>
委員	<p>当事者のことについて、当事者の早期の気づきを促すとか、情報を収集するという内容があれば良いと思う。誰一人取り残さないと言っても、周りのおせ</p>

	<p>っかいとともに、当事者が早めに気付けるようなことがあると良いと思う。権利擁護の観点では、本人の選択や本人の意思の尊重という文言があれば良いと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>意思決定支援の内容が入っていないと感じた。本人の意思を尊重するとなると放っておいてくれというのは放っておく話だけど、意思決定支援は本来はそうではない。放っておいてほしいを放っておいてはいけない。相談してほしい人も相談しない人々になると思うが、どうしたら良いか。</p>
<p>委員</p>	<p>本人の意思決定支援を尊重しすぎると放っておくことになりがちだが、そのラインの見極めをしながら支援をしている。ただ、文言として入れるとなると難しいと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>障がいとか認知症だけでなく、子どものヤングケアラーなどの問題もあると思う。子ども自身が自分の意思を表明する支援がなされていない。学校では言うことを聞くことがよしとされていて、困っていることを言えない状況にある。意思決定支援というのは、本当に選んで、自分がどう決められるのかということ本人ができるように、やり方を教えていくことだと思う。それを全部に置いておかないと、障がいとか認知症とかだけの問題ではない。子どもの権利条例をつくるという話もあるが、そこが抜けていると思う。</p>
<p>委員</p>	<p>子どもの意思をどう表明できるのか、意思が表明できるようにちゃんと聞けるのか。意思表明権があって意思決定支援がある。誰も取り残さないというところで書かないといけないのは、だれにでも意思表明権があり、意思決定できる立場であるけど、何らかの生きづらさとかしんどさがあって意思が表明できないとか、意思決定に困難を抱えている人がいる。それをどうさせることができるのかというところが大事になる。表明の支援と意思決定の支援は別で、意思表明の支援というところでは学校も含めてきちんと子どもの声を聞くことが大事だし、意思決定支援においては、自分がモヤモヤを抱えている時にモヤモヤとして話せるような場があったら、その中で一緒に考える相談支援の人がいるというような話になる。そのどちらも必要で、そういう意思表明と意思決定の話をきちんと支援できることが必要になる。</p>
<p>委員</p>	<p>それが伴走型支援になる。</p>
<p>委員</p>	<p>成年後見制度利用促進計画が入っているが、成年後見制度はあくまで意思表明や意思決定の手段の一つでしかすぎない。誰ひとり取り残さないときに、そもそもどんな人であっても自分の言いたいこと、その意思が表明でき、意思を決定するのを支えてもらえることがあると良いと思う。めざすべき姿に書かれている方が良いかもしれない。</p>
<p>委員</p>	<p>「さまざまな困難や生きづらさを抱える人の人権が尊重され～」は、逆だと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>みんなの人権が尊重された上で、生きづらさや困難を抱えている人も自分の意見が言えて、それが自分ひとりで判断するのが大変であれば支援される、それによって誰しも自分らしく地域に暮らすということだと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>成年後見が見直されたが、本来の意思決定はされていない。代理権があるのは便利だけど、違うと思う。今の成年後見制度は役に立っていない</p>
<p>委員</p>	<p>後見人は特別法がある。法律によって利用促進法とか法定化されている。法</p>

委員	<p>治国家においては、法律は超えられないのではないかと。</p> <p>法律論的観点からすると、国際条約は下だが、各種条例条約よりは上になる。日本国憲法は変えなくても良いが、権利条約を批准した国は、国内法は改正しなければならないという国際法上の規定がある。その中で、代行決定は本人の意思決定尊重ではないということが明確に言われた。実は、今回の成年後見制度利用促進計画の第二期計画から、今までの計画を変えてしまっていて、意思決定を促進する方向に法務省も厚労省も含めて今大きく変わろうとしている。国の第二期計画で大分変わってきていて、それに基づいたのが、意思決定支援を原則入れなければならないということで、各自治体の地域福祉計画の中でも、意思決定支援はマストで入ってくる方向になっている。また、今年4月のこども基本法でも意思表示権が書かれている。</p>
委員	<p>「ノーマライゼーションの概念が広まりつつある」と書かれているが、分かりにくい。CSWと一緒に、もっと平易な言葉にしてもらった方が良いと思う。</p>
委員	<p>SDGsの視点では、インクルージョン&ダイバーシティとかの方が良いと思う。</p>
委員	<p>日本語の方が分かりやすい。</p>
委員	<p>「多様性や社会的包摂はSDGsでも言われて、少しずつ広まってきています」という表現の方が伝わりやすいかもしれない</p>
事務局	<p>地域福祉計画骨子素案から「重点施策」の説明</p>
委員	<p>3ページのこれまでの経緯のところ、成年後見制度利用促進の項目で第二期計画のことが載っていない。令和4年3月に閣議決定されたもので、その中で意思決定支援と権利侵害の回復支援というのが未来目標になったということは載せておいてもらいたい。また、重層的支援がなぜ大事なのかというのは、3ページの下に書いてあるように、社会福祉法が改正されて、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援というのがパッケージとして必要だと国で言われている。この3つと、計画の基本目標1～3が連動している。国で言われている重層的支援の中で、私たちはこの5年の目標として1つ目を重視して大事にしているということ、重点施策1の説明の文章に入れておくと理解しやすくなると思う。もっと言うと、重点施策2は、重層的支援の参加支援と地域づくりに向けた支援を進めるために、圏域設定が大事なことなので、それも書いておいたら、より法的根拠との兼ね合いが見えてくると思う。突拍子もなく出てくるわけではないということが示せると思う。</p>
委員	<p>3ページの重層的整備の文章で、「新しい支援事業」とあるが「新たな支援事業」だと思う。また、17ページについて、項目は重層的支援体制だけど、図は重層的相談体制となっている。</p>
委員	<p>従来は相談がバラバラで、例えば8050問題みたいに、認知症の高齢者とひきこもりの50代の人と一緒に相談にきた場合に、区分が違うから、地域包括支援センターでは高齢者のことは対応できるけど、障がいのある人は知らないとか、精神障がいのある親は基幹型相談支援センターが対応するけど、そこに発達障がいのある子どもがいたら子どもは対応できないみたいな、支援の制度の隙間みたいなものがあつた。重層的支援体制整備が大事になってきたのは、色々な困り事がある人のことを、一体的に支援する。しかもそれが1か所。だから、最初のコミセン区単位では民生委員とか自治会の身近なところでの相談だけど、</p>

	<p>それが専門機関だとか役場レベルで相談を受けたときに、きっちりとまず受け止めて、でもその各機関だけでは上手くいかなければ、重層的支援会議を行う中で、役場の縦割りの壁を越えて、子ども・子育て部門も障がい部門もみんなと一緒にやっというような、支援体制が何層にもなっているという意味で重層的支援になる。</p>
委員	<p>図の名称が「重層的相談体制」となっているのが分かりにくい。</p>
委員	<p>身近な相談先（コミセン区）に、「自治会、民生委員・児童委員 など」としているが、良いか。</p>
委員	<p>コミセン区は自治会が集まっているものなので、この図で良いと思う。</p>
委員	<p>相談関係は民生委員としては3つくらいあるが、福祉相談はここ数年、1件も相談がない。</p>
委員	<p>福祉相談としてはとりやめたとしても、民生委員が相談を受けることはあると思う。</p>
委員	<p>民生委員のそもそもの使命は法的に決まっているのか。</p>
委員	<p>民生委員法で決まっている。</p>
委員	<p>法的に決まっている。</p>
委員	<p>自分のコミセン区を知らない人もいると思う。</p>
委員	<p>コミセン区と、コミュニティセンターは違うが、コミュニティセンターの管理は教育委員会になるのか。専門相談機関の中に教育委員会や学校は入らないのか。学校でも啓発が必要になると思う。全庁的な取り組みを考えているのであれば出さないといけないと思う。財務的なところ、予算的なところも全庁的な取り組みを考えるのであれば、そこをクリアにしていく必要がある。</p>
委員	<p>それは町長がどうこれを動かしていくかは次の話になる。教育委員会を入れるかどうかは庁内での調整になると思うが、その意識は大事だと思う。庁内連携をしっかりと行うことが、ある意味ではオール播磨になるので、そういう打ち出し方でも良いと思う。</p>
委員	<p>この原案を我々が提案する時に、オール播磨の取り組み体制を構築するためには、福祉部局を超えて全庁的に議論する場が必要だということを提案して、それを首長がどう判断するのかを委ねるといったポイントも大事だと思う。実際に先行している自治体で、私が関わっていた南アルプス市では、市長がそれを決裁して、重層的支援が言われる前から、福祉に関して、全庁会議を年1回必ず開催している。教育委員会だけではなくて、財政等も含めて巻き込むような動きが大事で、それを実際にしている自治体は現にあるので、この中に「全庁的に議論する場が必要である」というようなことを書いて、あとは議会と町長に判断いただくことも必要かもしれない。</p>
委員	<p>全庁だと、教育委員会は入っていないと思う。システムの切り離されている。教育長の任命は町長にあるが、指揮管理はできない。</p>
委員	<p>この話は、ちょうど障害福祉計画でも議論していて、文部科学省がいつい</p>

	<p>る特別支援教育に関する議論の中で、厚生労働省の障害福祉と云ってることと重なるところが出てきている。庁内で教育委員会部局と障害部局で同じこと議論しているのであれば重なるところは一緒に行くべきだと思う。確かに法令上は意見の通りだが、今それが縦割りの弊害の最大の問題として、全国で言われていて、播磨町はそこを今、障害福祉計画の方で何とか乗り越えようとしている。</p>
委員	<p>保育園とこども園とかも同じだと思う。以前は厚生労働省において福祉面で保育園を実施していたものに、教育委員会が絡んで、こども園になる動きがあって今はそれが実現している。全庁的な取り組みを目指すのであれば、めざすべき姿を書いておかないといけないと思う。</p>
委員	<p>委員の総意で出てきた意見ということで書いてもらえれば良いと思う。</p>
事務局	<p>もともと全庁の中に教育委員会は入っているものと考えていたので、「播磨町・播磨町教育委員会」と変更する。</p>
委員	<p>人権教育とか福祉教育とかは、教育委員会が参画しないと、福祉課だけでは対応できないと思う。</p>
委員	<p>各担当課とするのではなく、全課名を書いてしまえば良いのではないかと</p>
委員	<p>相談について、当事者の親が相談にのる側になるという意見があったが、実際にあるけど、誰も来ていない。時間的なこともあるし、広報されていないこともあると思うが、今、いっぱいいっぱいになっている人はそこまで相談に行けないので、踏み込む必要があるのではないかと思う。</p>
委員	<p>話に出ていたSNSでの相談とかであれば、そういう人も相談できるかもしれない。</p>
委員	<p>アスターはりまでは、24時間体制で相談できるようになっている。少しずつ動いているところもある。</p>
委員	<p>対面とかオンラインツールなども含めて相談を受け止めるようなものが反映されると良いと思う。</p>
委員	<p>入口の質問になるが、きめ細かくしても良いと思うが、昨今は個人情報の問題がうるさく言われている。裁判問題になったりしている事例もある。手を差し伸べるのだからオッケーだけど、秘密保護のことは安心して下さいというのは書くべきなのか。行政のものなので不要なのか。人権と言いながら、その部分が欠けていても良いのか。</p>
委員	<p>行政の相談支援については守秘義務が既に課せられている。基本目標1はそもそも入っているので必要ない。基本目標2と3の参加支援とまちづくりにおいて、個人情報保護をどうするのかということになってくるかと思うが、社会福祉協議会ではどうしているか。コミュニティーワークのところで、個人情報保護との兼ね合いはどうしているのか。</p>
事務局	<p>地域に出向いて支え合い連絡会という形で、地域のお互いの見守りを支援しているが、その部分は正直あいまいなところになっている。その場で知りえたことは、この場だけの話にするという形の前提ルールを取るようにして、気になる人について話をしましょうという形になっている。</p>

委員	<p>おそらく次年度、社会福祉協議会の地域福祉推進計画を策定することになる。その中で、他の社協をみると、個人情報と地域福祉活動みたいな項目を定めるところもあるので、その内容を入れることによって懸念はクリアになると思う。もう1つは、公民館やコミュニティセンターの見直しの委員会において、中央公民館や各コミセンを今後どうしていくかという議論の中で、個人情報保護を踏まえながら、安心して地域活動ができるようにどうしていけば良いかということも議論されると思う。この計画に含むよりも、そちらの計画に入れた方がより具体的なのではないかと思う。</p>
委員	<p>具体的な運用の中で入れていく形だと思う。</p>
委員	<p>専門職同士の個人情報のやりとりは許可されている。自治会に、生活困窮状態とか障がいがあるとかについて、どこまでオープンにして協力してもらうかというところが難しい。</p>
委員	<p>民生委員に関しては、民生委員法という法律の中で守秘義務を規定されており、一応国家公務員の特別公務員の中になるので、クリアされている。</p>
委員	<p>自治会で自主防災をしていて、活動しているので何かあると話をするが、身体障がいがあるといった情報を持っていたが問題ないのか。</p>
委員	<p>町の個人情報に関する規定の中で、自治会単位でどこまで渡して良いというような規定がされていると思う。個人情報の話はどうしても後ろ向きになりがちであるが、より良い支援体制にするためにどういうことが必要なのかという話だと思う。現行の播磨町の個人情報の条例で問題なければそれで良いし、例えばもしそれが何か問題があれば変えれば良い話だと思う。</p>
事務局	<p>(3) 今後のスケジュールについて 策定委員会としては、2月まで開催しないが、今日の意見を踏まえた修正や計画への反映については、事務局と委員長・副委員長に一任いただく形でも良いか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>3. 閉会</p>